

(新) 欧州新化学品規制 (REACH) 案調査検討費

41百万円 (0百万円)

環境保健部化学物質審査室

1. 事業の概要

欧州において導入に向けた検討が進められている化学物質の総合的な登録・評価・認可制度(REACH規則:Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals)においては、既存化学物質を含めた登録制度を始めとし、事業者へのリスク評価の義務づけ、流通経路を通じた情報伝達、製品に含まれる化学物質の対策といった、これまでの化学物質規制にはなかった考え方が盛り込まれており、わが国でも、化学業界のみならず、電機・自動車業界等化学物質を利用する業界やNPO等からその環境保全効果や経済への影響等について様々な評価がされ、その動向が注目されている。

本検討費においては、REACH規則案及び運用細則等の検討状況、導入に向けた影響調査、利害関係者の議論の状況等について以下の調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。

2. 事業計画

- (1) REACH導入動向調査
- (2) 既存化学物質登録促進調査
- (3) 製品中に含まれる化学物質規制調査
- (4) 化学品安全性報告書作成調査
- (5) 化学物質有害性情報伝達調査
- (6) 化学品庁機能等調査

いずれも平成18年度～平成20年度。

3. 施策の効果

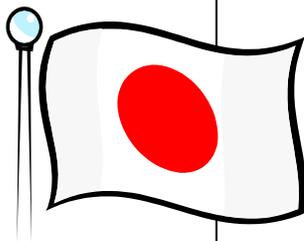
化学物質審査制度の高度化・効率化のための見直しに向けた準備
事業者・NPOといった国民への情報提供

欧州新化学品規制 (REACH) 案調査検討費



EUで検討中のREACH規則案の主な特徴

- 1 既存化学物質の製造者等にも猶予期間を設けて登録を義務づけ
- 2 複数の事業者が共同で登録する枠組みを規定
- 3 成型品に含まれる化学物質も登録が必要
- 4 事業者に化学品安全性報告書の作成(リスク評価)を義務づけ
- 5 顧客への安全性情報提供の義務づけ
- 6 登録情報は欧州化学品庁で一元管理



・調査(現地調査、技術指針等の文献調査)

・国内利害関係者(事業者、NPOなど)への情報提供